

「近年の土砂災害等を踏まえた土砂災害対策の進め方について」答申 概要（案）

- ・平成24年に「人命を守ること」を最優先として、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を、効率的・効果的に組み合わせて土砂災害対策を行う「今後の土砂災害対策の進め方」に基づき、土砂災害対策に取り組んでいる。
- ・一方この間、全国各地において豪雨等の発生頻度の増加による水害や土砂災害が頻発し、今後も降雨特性の変化に伴い、災害の激甚化などが懸念されている。また、人口減少や高齢化社会が進むなか、災害リスクを勘案したまちづくりを進めることや、技術的進歩の活用等、社会情勢に応じた対応も求められている。
- ・そこで、これまでの土砂災害対策の検証を行うとともに、前述の状況を踏まえ、今後の土砂災害対策の進め方についてとりまとめる。

1. 今後の土砂災害対策の進め方（平成24年8月）に基づく取組状況と課題（平成24年度～令和6年度）

※（p. ）は参考資料のページ番号

【基軸】土砂災害防止法に基づく区域指定 基礎調査のフォローアップ（2巡目） 平成29年度開始、令和6年度完了予定			課題 ・基礎調査のフォローアップ（3巡目）の効率的な調査手法の検討(p.8～) ・既存の調査では抽出できなかった危険箇所の調査、区域指定(p.10～)		
【逃げる施策】 地区単位HMの作成率：約99% 避難確保計画作成・訓練（R6.3時点） 作成率：約94%、訓練実施率：約31% 土砂災害の危険度情報の提供（H30.2～） 課題 ・災害が差し迫った際の避難の実効性(p.13～) ・最新のデータおよび知見を踏まえ、CLの見直し(p.19～)		【凌ぐ施策】 移転・補強制度：移転（除却）実績（H27～R6） 11件 まちづくり連携：居住誘導区域から警戒区域を除外 16自治体 課題 ・制度活用のさらなる推進及び移転を望まない住民への対応(p.23～) ・居住誘導区域内から除外された地域の面的なまちづくりへの支障(p.27)		【防ぐ施策】 重点化指標による施設整備（H24～R6） 土石流対策 着手：25溪流 概成：33溪流 急傾斜地崩壊対策 着手：18箇所 溪流 概成：33箇所 課題 ・緊急交通路等の保全についての評価の検討(p.35) ・所有者不明土地等による用地取得の長期化(p.36) ・土砂・洪水氾濫の対象流域の抽出及び対策の検討(p.37～)	

2. 近年の土砂災害等を踏まえた土砂災害対策の今後の進め方

【基軸となる土砂災害防止法に基づく基礎調査】きめ細やかな区域指定の推進 ・基礎調査のフォローアップ（3巡目）については、衛星画像と画像解析技術を活用し、効率的に既指定箇所周辺の地形改変箇所を抽出していく。今後も技術革新が進むことから、積極的に新技術を活用するとともに土砂災害のデータ蓄積に努め、 近年の災害等を踏まえた新たな区域設定手法等、全国的に統一された場合には速やかに再検討する。（p.42～） ・高精度な地形情報により、 新たな土砂災害（土石流、急傾斜地）の発生のおそれのある箇所を抽出し、区域指定を進める。 また、区域指定完了までには時間を要することから、 速やかに調査予定箇所を事前公表しリスク周知を行う。（p.44～）		
【逃げる施策】避難につながる土砂災害の自分事化 1. 避難の実効性の向上につなげる取組 ・地区単位のハザードマップやコミュニティタイムライン、及び避難確保計画の作成等の 地域の避難体制づくりの支援を引き続き、実施する。（p.53～） ・各地域での有効な 取組事例の共有の充実を図り、府民へ浸透 させる。（p.49～） ・ 府民の日常生活の中で、土砂災害を意識づける取組 について民間事業者との連携も含め行う。（p.51～） ・土砂災害警戒情報や土砂災害警戒区域の特性を踏まえて、正しい情報を周知できるよう市町村や府民に対し土砂災害に対する防災リテラシー（土砂災害を理解し、自ら判断して避難行動をとる力）の向上を図る（ 防災教育の充実 ）。（p.52～） 2. 避難行動を促す情報提供等 ・CLの設定にあたっては、 長期間の降雨情報をもとに検討する とともに災害非発生メッシュでは、 降雨履歴を考慮してCLを検討 する。CLには未経験の領域も含まれ、土砂災害の発生予測を100%カバーできないことを念頭に情報発信を行う。（p.57～） ・ 降雨の変化や新たな知見による基準等の見直しに対応できるようにCLを定期的に見直す。（p.68） ・避難に資する情報となる土砂災害の危険度情報については、スマートフォンの機能の活用等、 市町村や府民にわかりやすい情報提供の推進を図る。（p.70～）		【凌ぐ施策】多様な媒体や機会を利用した周知 ・移転・補強補助制度については、市町村と制度活用に向けた意見交換や他事例等の研究を継続して行い、さらなる制度活用に向け 多様な媒体や機会を活用し周知 する。また、 移転等を望まない住民に対し、避難訓練等が進むよう周知にあわせた啓発 を行うとともに、 地域での避難体制づくりが進むよう支援する。（p.73） ・市町村の立地適正化計画と連携し、土砂災害警戒区域外への誘導を進めるとともに、土砂災害警戒区域を居住誘導区域から除外することで地域が分断するなど、まちづくりに支障を及ぼす場合には 居住誘導区域内の防ぐ施策としてのハード対策の優先順位を上げて対応する。（p.74）
		【防ぐ施策】災害から「いのち」「くらし」を守る施設整備 ・ 緊急交通路等の保全について優先順位を上げて推進 するとともに、土石流対策については、 優先箇所であるBランク箇所に遅滞なく着手 できるよう準備を進める。（p.77～） ・ 市町村の地籍調査事業を実施している地域については優先順位をあげて取り組み とともに各種用地取得に関する制度や情報を活用する。（p.80） ・土砂・洪水氾濫対策については、被害のおそれのある流域を抽出したうえで、まずは 過去の災害履歴や保全対象からモデル流域を選定し、河川事業、農林事業及び林業等とも連携しながら、最新の知見や技術も活用して調査・検討を進め、得られた知見を他流域での検討や土石流対策事業へ展開 する。（p.84～） ・気候変動への対応については国や河川部局の検討を注視し、各種指針等が改定された場合には、府の砂防計画へも反映する。また、地震に伴う土砂災害に対し、今後、新たな知見等による対策が求められる場合は、府の対応についても検討する。（p.87～）
【進捗管理】（p.91） ・ 新たな土砂災害警戒区域のハザードマップへの掲載率100% を目指すとともに、 施設整備の進捗状況や整備による効果を公表 し、府民へ土砂災害対策の効果を実感できるようにすべきである。また、土砂災害警戒情報等が発表された際に、府民が自らの命を守るために起こした行動や意識の把握に努めるべきである。		

「近年の土砂災害等を踏まえた土砂災害対策の進め方について」 対比表（案）

	今後の土砂災害対策の進め方（H24～）	近年の土砂災害等を踏まえた土砂災害対策の進め方について
基軸となる土砂災害防止法に基づく区域指定	・航空写真の見比べ調査による基礎調査のフォローアップ（2巡目）の推進	・衛星画像と画像解析技術を活用したフォローアップ調査（3巡目）【更新】 ・高精度な地形情報を用いた基礎調査（急傾斜地の崩壊・土石流）の推進【新規】
逃げる施策	避難の実効性の向上につなげる取組 ・市町村、府民の地域の避難体制づくりへの支援（市町村ハザードマップ、地区単位のハザードマップ、市町村や地域のタイムライン、要配慮者利用施設の避難確保計画等） 避難行動を促す情報提供等 ・訓練ムービーによる啓発、避難に関する効果的な事例の共有 ・土砂災害警戒情報発表時のホットラインや危険度情報の公表	避難の実効性の向上につなげる取組 ・市町村、府民の地域の避難体制づくりへの支援【継続】 ・府民の日常生活の中で、土砂災害を意識づける取組の推進【新規】 ・各地域での有効な取り組み事例の共有の充実【継続】 ・防災リテラシーの向上（防災教育の充実）【新規】 避難行動を促す情報提供等 ・土砂災害警の危険度情報の提供【継続】 ・最新の情報によるCLの見直し【更新】 ・市町村や府民にわかりやすい情報提供の推進【更新】
凌ぐ施策	・土砂災害特別警戒内の移転・補強制度の運用 ・居住誘導区域から土砂災害警戒区域を除外することによる土地利用誘導	・多様な媒体や機会を活用し周知の推進【更新】 ・移転を望まない住民に対し、避難訓練等が進むよう、周知にあわせた啓発の推進【新規】
防ぐ施策	・「災害発生の危険度」「災害発生時の影響」からなる重点化指標をもとに、優先順位を定めて施設整備を推進	・「災害発生の危険度」「災害発生時の影響」からなる重点化指標を一部見直したうえで、優先順位を定めて施設整備を推進【更新】 （緊急交通路等の保全、まちづくりとの連携及び地籍調査事業との連携） ・各事業と連携した土砂・洪水氾濫対策検討【新規】
進捗管理	・区域指定箇所に対する地区単位のハザードマップの作成箇所数	・土砂災害警戒区域のハザードマップへの掲載率及び、施設整備の進捗状況や効果の公表【更新】 ・土砂災害警戒情報等が発表された際に、府民が自らの命を守るために起こした行動や意識の把握【更新】